

入札公告

(分任支出負担行為担当官)
海上自衛隊大湊地方総監部経理部長
窪田修司

下記のとおり、一般競争入札に付します。

なお、本件は令和6年度予算が成立することを条件とした入札であり、当該契約に係る令和6年度の予算成立が4月2日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は予算成立日以降とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていない場合は、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみでの契約とする。

1 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	履行期限	履行場所
06-1-4066-2610-1205	軽油2号(艦船用)(免税)	令和6年7月1日(月)	函館港内(函館どつく) (護衛艦しらぬい)

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のD等級以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 入札手続等

- 仕様書又は内訳書の交付期限
日時:令和6年4月24日(水) 16時45分 受領の際に資格審査結果通知書の写しを提出すること。
なお、遠方であるため直接仕様書又は内訳書の受領ができない場合は、「入札参加申込書」に資格審査結果通知書を添えてFAXで送信すること。確認後、仕様書又は内訳書を契約課審査係がFAXで送付する。
- 入札の日時及び場所
日時:令和6年4月25日(木) 10時00分
場所:大湊地方総監部経理部契約課 入札室
(ただし、郵送による入札書の受領期限は、令和6年4月24日(水) 16時45分必着
入札書の送付先:〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1 海上自衛隊大湊地方総監部経理部契約課)
- 入札方法:単価
- 入札の無効
ア 本公告に示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した者。
イ 電送による入札。
ウ 仕様書又は内訳書を交付期限までに受領していない者。

4 保証金に関する事項

- 入札保証金及び契約保証金:免除
- 落札者が契約を結ばないときは、落札金額(入札書に記載した金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108、経過措置が適用される契約については適用される税率に応じた率)に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

5 契約書の作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が150万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。

6 適用する契約条項

売買契約一般条項

7 入札及び契約心得並びに契約条項を示す場所

大湊地方総監部経理部契約課入札室

8 その他

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので各入札者は、消費税課税免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100、経過措置が適用される契約については適用される税率に応じた率)に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税基準と一致しないものは除く。
- 入札書を郵送するときは、入札書を封筒に封入し、さらに封筒に封入し、封筒表面に件名を朱書の上、必ず書留、簡易書留又は配達記録郵便で送付すること。
- この入札に関する公告は、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。
(ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/msdf/bukei/index.html>)
- 中小企業者(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する者をいう。)である場合には、一定の条件を満たす契約について、流動資産担保融資保証制度を利用することができる。その場合、「債権譲渡制限特約の部分解除に関する特約条項」を適用する。
- 問い合わせ先
〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1 海上自衛隊大湊地方総監部経理部契約課 (担当:今泉)
電話:0175-24-1111(内線2252) FAX:0175-29-1659

調達要求番号： 06-1-4066-2610-1205

海上自衛隊仕様書			
物品番号	9140-317-19535	仕様書番号	—
名称	軽油2号(艦船用)(免税)	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	令和4年3月2日
		改正年月日	—
		大湊造修補給所 計画調整部 需品管制科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊大湊造修補給所において調達する軽油2号(艦船用)(免税)について規定する。

1.2 製品の呼び方 製品の呼び方については仕様書の名称による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 日本産業規格 JIS K 2204
- b) 防衛省仕様書 DSP K 2209E(2)
- c) 法令 工業標準化法(昭和24年法律第185号)

2 製品に関する要求

2.1 認定 この仕様書で調達される製品は、工業標準化法第19条第1項の規定に基づいた許可を受けたものでなければならない。

2.2 品質 軽油2号(艦船用)(免税)は、DSP K2209E(2)による。

3 品質保証

DSP K 2209E3項の規定どおり、JIS K 2204によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

4 納入

4.1 納入方法 納入については、バージから官側の指定した艦船に納入することとし、その際オイルフェンス等を展張する。オイルフェンス等は納入業者が手配するものとする。

4.2 納入数量 発注書による。

4.3 納入日 契約日から履行期限内の官側の指定する日。

4.4 受領検査 官側は、次により検査を行う。

- a) 品質検査 納入業者が作成する社内試験成績表及び3項目試験(外観・色相・密度)により合否を判定する。
- b) 数量検査 納入艦艇に備え付けの給油装置に付属の測槽管を巻尺(日本工業技術院軽量研究所の検定、又は他の政府機関が認定したもの)で側尺した数量を容積換算した数量とする。

5 提出書類 次の書類を納入時に受領検査官へ提出するものとする。

- a) 社内試験成績書 3部
- b) 納品書 5部

6 その他

この仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

防衛省仕様書改正票

軽油

(DIESEL FUEL)

D S P
K 2209E(2)
制定 昭和48年3月30日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、DSP K 2209E(軽油)についてのものであり、DSP K 2209E(1)を含め累積記載されている。この改正票はDSP K 2209Eと併用される。

1.4 a) 規格 中

- “JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を
- “JIS K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法
- JIS K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひよう法
- JIS K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法
- JIS K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表”に改める。

1.4 c) 法令等 中

- “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
- “産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

- “測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”を
- “測定結果は、JIS K 2249-1, JIS K 2249-2, JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

- “ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を
- “ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

D S P

K 2 2 0 9 E

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

軽 油

(DIESEL FUEL)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1-種類

種 類	物 品 番 号	納入区分	注 記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	
	9140-165-6724-5	ドラム	
1号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	
	9140-165-6726-5	ドラム	
2号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2号(免税)	9140-165-6727-5	バルク	
	9140-165-6728-5	ドラム	
2号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点、流動点、蒸留性状90%留出温度及び目詰まり点を除き、J I S K 2 2 0 4の2号のもの。
3号	9140-002-9692-5	バルク	J I S K 2 2 0 4の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	
	9140-165-6730-5	ドラム	
4号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

JIS K 2204 軽油

JIS K 2249 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

NDS Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

DSP Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

a) 特1号及び特1号(免税)は、JIS K 2204の特1号による。

b) 1号及び1号(免税)は、JIS K 2204の1号による。

c) 2号及び2号(免税)は、JIS K 2204の2号による。

d) 2号(艦船用)(免税)は、JIS K 2204の2号による。ただし、引火点は61℃を超えるものとし、流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き、流動点は-5℃以下、目詰まり点は-2℃以下とする。また、蒸留性状90%留出温度は360℃以下とする。

e) 3号及び3号(免税)は、JIS K 2204の3号による。

f) 4号及び4号(免税)は、JIS K 2204の特3号による。

3 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、DSP Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルグ調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。